

令和3年度 標準保険料率等の公表について

令和3年2月26日

長崎県福祉保健部国保・健康増進課

国から示される確定係数等を用いて、令和3年度の市町ごとの納付金及び標準保険料率を算定したので、国民健康保険法第82条の3第4項により、市町ごとの納付金等に基づく「標準保険料率」を公表します。併せて「1人当たり保険料必要額」を公表します。

1、前提条件

- (1) 平成30年度から投入されている国の追加公費を反映。
- (2) 基準年度となる平成28年度と比較して、改革に伴う負担増が一定割合以上増加する市町に対し、約12億円の激変緩和措置を実施。

2、標準保険料率【別添1】のとおり

- (1) 都道府県標準保険料率
国が指定する算定方式(2方式)や配分割合により算定
県内全ての市町の保険料率の標準的な水準を表すもの
- (2) 市町村標準保険料率
国が指定する算定方式(3方式)や配分割合により算定
市町ごとの保険料率の標準的な水準を表すもの

3、1人当たり保険料必要額【別添2】のとおり

(1) 1人当たり保険料必要額(県平均額)

平成28年度(基準年度)	令和2年度	令和3年度
104,482 円	112,007 円	108,647 円

平成28年度と比較して単年度換算で0.8%増加、令和2年度と比較して3%減少。

<増減の主な要因>

保険給付費(医療費)の変動

実際の保険料は、標準保険料率を参考として各市町が決定するため、今回の算定結果は実際の保険料額を示すものではありません。

(2) 市町ごとの1人当たり保険料必要額

市町ごとの平成28年度と令和3年度の比較では、単年度換算で1.4%~2.1%の増減。

市町ごとの令和2年度と令和3年度の比較では、11.0%~0.7%の減。

それぞれの所得や医療費指数などを反映するため、市町ごとに金額は異なる。

4、市町の保険料(税)率

各市町の実際の保険料(税)率は、県が示す標準保険料率を参考に、それぞれの財政状況や保険料(税)の収納率、最新の被保険者の所得等の情報に基づき決定するため、今回の算定結果は市町の実際の保険料(税)率を示すものではない。また、新型コロナウイルス感染症による所得への影響や、税制改正等の影響を加味していない。

< 標準保険料率 >

< 都道府県標準保険料率 (2方式) >

区分	所得割率	均等割額
医療分	7.88%	46,164円
後期高齢者支援金分	2.74%	15,647円
介護納付金分	2.28%	16,357円

< 市町村標準保険料率 (3方式) >

区分	年齢調整後 の 医療費指数	医療分			後期高齢者支援金分			介護納付金分		
		所得割 %	均等割 円	平等割 円	所得割 %	均等割 円	平等割 円	所得割 %	均等割 円	平等割 円
長崎市	1.26400	9.14	28,938	20,377	3.13	9,925	6,989	2.59	10,392	5,379
佐世保市	1.11137	8.69	27,524	19,382	3.18	10,077	7,096	2.54	10,178	5,268
島原市	1.15827	9.21	29,169	20,540	3.28	10,406	7,328	2.68	10,742	5,560
諫早市	1.22316	9.67	30,646	21,580	3.20	10,154	7,150	2.59	10,404	5,385
大村市	1.13079	9.18	29,072	20,472	3.14	9,972	7,022	2.39	9,581	4,959
平戸市	1.11876	8.67	27,459	19,336	3.15	9,983	7,030	2.54	10,187	5,273
松浦市	1.11168	9.54	30,209	21,272	3.25	10,325	7,270	2.65	10,655	5,515
対馬市	1.02708	8.24	26,110	18,386	3.14	9,955	7,010	2.53	10,165	5,261
壱岐市	1.14194	9.13	28,911	20,358	3.13	9,937	6,997	2.49	9,982	5,166
五島市	0.98650	7.97	25,260	17,787	3.14	9,975	7,024	2.62	10,520	5,445
西海市	1.12362	8.15	25,801	18,169	2.80	8,877	6,251	2.54	10,190	5,274
雲仙市	1.11354	9.32	29,509	20,779	3.25	10,326	7,271	2.62	10,503	5,436
南島原市	1.13352	9.30	29,463	20,747	3.27	10,361	7,296	2.63	10,540	5,455
長与町	1.03529	8.65	27,386	19,284	2.22	7,041	4,958	2.47	9,917	5,133
時津町	1.14452	9.83	31,133	21,923	1.81	5,735	4,038	2.52	10,116	5,236
東彼杵町	1.24373	10.23	32,396	22,812	2.83	8,986	6,328	2.14	8,577	4,439
川棚町	1.22593	10.26	32,510	22,893	3.11	9,858	6,942	2.55	10,223	5,291
波佐見町	1.10144	8.68	27,489	19,357	3.12	9,888	6,963	2.54	10,178	5,268
小値賀町	0.89933	8.01	25,374	17,868	3.08	9,783	6,889	2.30	9,226	4,775
佐々町	1.02096	8.00	25,341	17,844	2.32	7,370	5,190	2.48	9,952	5,151
新上五島町	1.04657	8.17	25,876	18,221	2.72	8,624	6,073	2.28	9,140	4,731
県平均	1.16359									

○各市町の実際の保険料(税)率は、県が示す標準保険料率を参考に、それぞれの財政状況や保険料(税)の収納率、最新の被保険者の所得等の情報に基づき決定するため、今回の算定結果は市町の実際の保険料(税)率を示すものではない。

＜1人当たり保険料必要額＞

(単位:円、%)

	平成28年度 1人当たり保険料 必要額	令和2年度 1人当たり保険料 必要額 (激変緩和後)	令和3年度 1人当たり保険料 必要額 (激変緩和後)	令和3年度/ 平成28年度伸び率 (単年度換算)	令和3年度/ 令和2年度伸び率
県平均	104,482	112,007	108,647	0.8	3.0

市町名	1人当たり保険料必要額			伸び率	
	平成28年度 1人当たり 保険料必要額	令和2年度 1人当たり 保険料必要額 (激変緩和後)	令和3年度 1人当たり 保険料必要額 (激変緩和後)	令和3年度/ 平成28年度伸び率 (激変緩和後) (単年度換算)	令和3年度/ 令和2年度伸び率 (激変緩和後)
長崎市	98,099	111,360	108,975	2.1	2.1
佐世保市	103,623	103,621	99,765	0.8	3.7
島原市	115,691	118,423	112,195	0.6	5.3
諫早市	117,957	124,047	117,355	0.1	5.4
大村市	99,460	113,095	110,486	2.1	2.3
平戸市	112,122	108,260	104,498	1.4	3.5
松浦市	108,888	118,109	117,291	1.5	0.7
対馬市	111,106	114,270	111,220	0.0	2.7
壱岐市	115,774	118,276	110,129	1.0	6.9
五島市	96,249	103,609	100,992	1.0	2.5
西海市	94,633	107,984	105,127	2.1	2.6
雲仙市	116,693	118,194	117,118	0.1	0.9
南島原市	112,413	113,838	112,572	0.0	1.1
長与町	98,805	112,243	109,768	2.1	2.2
時津町	100,522	113,885	111,673	2.1	1.9
東彼杵町	104,281	118,937	115,842	2.1	2.6
川棚町	108,838	119,703	117,641	1.6	1.7
波佐見町	106,338	120,056	106,821	0.1	11.0
小値賀町	112,543	121,610	115,800	0.6	4.8
佐々町	90,770	103,578	100,833	2.1	2.7
新上五島町	86,693	98,719	96,303	2.1	2.4
県平均	104,482	112,007	108,647	0.8	3.0

1人当たり保険料必要額は、国が示す算定方法により算出した理論値。

○各市町の実際の保険料(税)は、県が示す標準保険料率を参考に、それぞれの財政状況や保険料(税)の収納率、最新の被保険者の所得等の情報に基づき決定するため、今回の算定結果は各市町の実際の保険料(税)を示すものではない。

平成28年度と比較して、1人当たり保険料必要額が一定割合以上増加する市町に対し、激変緩和措置を約12億円実施。